

ぎふしん貯蓄預金スイングサービス規定

令和2年4月1日改定

1. スイングサービス

ぎふしん貯蓄預金スイングサービス（以下「このサービス」といいます）では、貯蓄預金規定にかかわらず、次による預金間の自動振替を取扱います。

- (1) 普通預金口座からの自動支払いによる貯蓄預金口座への振替（以下「順スイング」といいます。）
- (2) 貯蓄預金口座からの自動支払いによる普通預金口座への振替（以下「逆スイング」といいます。）

2. 自動振替

このサービスによる預金間の自動振替は、お客様の指定した日（以下「振替指定日」といいます）に次により行います。

- (1) 振替指定日は毎月1回とし、当日が当金庫の休日にあたる場合は、翌営業日に取扱います。
- (2) 順スイング、逆スイングは振替指定日の前営業日の普通預金最終残高（未決済の受入証券類の金額は除きます。以下、「普通預金残高」といいます）に基づき、取扱います。
- (3) 順スイングの場合、普通預金残高が順スイングの振替ラインを超えた場合に取扱います。
振替ラインを超えた金額があらかじめ指定された振替単位に満たない場合は、お取扱いしません。
なお、振替金額は、振替ラインを超えた金額で振替単位の整数倍とします。その際、振替限度額の指定がある場合はその限度額までとします。
- (4) 逆スイングの場合、普通預金残高が逆スイングの振替ラインを下回ったとき、その下回った金額を貯蓄預金より普通預金へ振替します。
ただし、下回った金額があらかじめ指定された振替単位に満たない場合は、振替単位の金額を振替しません。
- (5) 貯蓄預金残高によって、以下の場合スイングされません。
順スイングの場合：振替後、貯蓄預金残高が10万円未満になる場合
逆スイングの場合：振替前の貯蓄預金残高が10万円以上で、振替後の貯蓄預金残高が10万円未満になる場合
※逆スイングにて振替前の貯蓄預金残高が10万円未満の場合はスイングされます。
- (6) このサービスによる資金の移動時には、普通預金規定、定期性総合口座規定、貯蓄預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

3. 変更

このサービスの届出事項内容の変更は、当金庫所定の書面により振替指定日の1週間前までに当店へ提出してください。

この届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4. 有効期限

このサービスの有効期限は、ご依頼の日から1年間とします。お取扱期間の1ヵ月前までにお客様または当金庫から解約の意思表示がない時は、更に1年間延長することとし、以後も同様とします。

5. 解約

- (1) このサービスは当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。
ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面により、当店へ提出してください。
- (2) 2年以上にわたり、このサービスの取扱いが発生しなかった場合は、当金庫はいつでもこのサービスの取扱いを解約できるものとします。
なお、この場合、お客様への通知は省略します。

6. 規定の変更等

- (1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および取引期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上